

## 令和6年度福島県社会教育研修会事業実施要項

### 1 目的

各市町村において社会教育行政を推進するに当たって生じる諸問題等を中心に研究協議等を行うとともに、本県社会教育関係事業等を推進する上で当該市町村と連携を図ることにより、社会教育の振興・充実に資する。

### 2 主催

福島県教育委員会 開催市町村教育委員会

### 3 期間

令和6年5月～令和7年2月

### 4 開催地

事業開催市町村

### 5 対象

- (1) 市町村社会教育行政職員及び社会教育関係者
- (2) 社会教育・生涯学習関連事業担当者
- (3) 生涯学習・社会教育振興に資する活動（ボランティア活動等）を行う一般の方

### 6 内容

研修内容の企画立案に当たっては、公民館訪問の実施計画をふまえ、教育事務所と市町村教育委員会の協議に基づいて以下の内容で計画する。

- (1) 地域教育力の向上、青少年教育の充実、家庭教育支援、成人教育（女性教育、高齢者教育）等に関する事。
- (2) 公民館事業のあり方、事業の企画・評価等に関する事。
- (3) 市町村社会教育関係職員の資質向上に関する事。
- (4) その他、生涯学習・社会教育の推進、振興に関する事。

### 7 留意点

- (1) 地域における現状と課題に即した内容となるよう配慮すること。
- (2) 地域学校協働本部事業等のコーディネーターやボランティアの参加について配慮をすること。
- (3) 参加対象者について十分な周知を図るとともに、対象者が参加しやすいよう日時や開催場所に配慮すること。
- (4) 研修会の運営方法については、参加者の主体的な研修となるような方法等の工夫や時間の確保等に配慮すること。

### 8 計画書について

- (1) 各教育事務所長は、実施計画書（様式1）を作成し、社会教育課長あてに提出すること。
- (2) 研修会実施市町村は、研修会開催日の2週間前までに計画書（様式2）を作成し、当該市町村の生涯学習・社会教育振興計画等とともに、域内教育事務所長あてにそれぞれ1部提出すること。

### 9 報告書について

- (1) 研修会を実施した市町村は、研修会終了後1か月以内に、実施報告書（様式3）を作成し、域内教育事務所長あてに2部提出すること。
- (2) 各教育事務所長は、市町村より提出され次第、実施報告書（様式3）を社会教育課長あてに1部提出すること。その際に資料があれば添付すること。